

処 分 基 準

平成26年 3月20日作成

| |
|---|
| 法 令 名 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 |
| 根 拠 条 項 : 第31条の11第2項第1号 |
| 処 分 の 概 要 : 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示 |
| 原権者(委任先) : 京都府公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第1項 (処分移送通知書の送付) |
| 処 分 基 準 : 別紙1のとおり |
| 問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035) |
| 備 考 : |